



健康診断 Q&A

事業主が行う健康診断については、労働安全衛生法において、「雇入れ時の健康診断」及び「定期健康診断」を実施しなければならないと定められています。（安衛法 第66条）

今号では、健康診断についてよくお問合せいただく事項をQ&Aでまとめました。

*本紙における「健康診断」とは、労働安全衛生法に基づく健康診断を言います。

表1 <健康診断の概要>

	雇入れ時の健康診断	定期健康診断
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を雇入れるとき (労働者から、3ヵ月以内に受けた健康診断の結果証明書が提出されたときは省略可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 1年以内ごとに1回 深夜業を行う労働者に対しては、6ヵ月以内ごとに1回
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 常時使用する労働者 (Q1 参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 常時使用する労働者 (Q1 参照)
検査項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 既往歴及び業務歴の調査 ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 ④ 胸部エックス線検査 ⑤ 血圧の測定 ⑥ 貧血検査 ⑦ 肝機能検査 ⑧ 血中脂質検査 ⑨ 血糖検査 ⑩ 尿検査 ⑪ 心電図検査 	<ul style="list-style-type: none"> ① 既往歴及び業務歴の調査 ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③ (身長)、体重、(腹囲)、視力及び聴力の検査 ④ (胸部エックス線検査)及び(喀痰検査) ⑤ 血圧の測定 ⑥ (貧血検査) ⑦ (肝機能検査) ⑧ (血中脂質検査) ⑨ (血糖検査) ⑩ 尿検査 ⑪ (心電図検査) <p>* () 付きは、医師の判断により省略が可能な項目。</p>



Q1. 健康診断の対象者は正社員だけ？

A. 正社員以外でも、「常時使用する労働者」は健康診断の対象者となります。

- 健康診断の対象者である「常時使用する労働者」とは、次の①②両方に該当する方です。
 - ① 期間の定めなく雇用されている、又は、雇用契約期間が1年以上（見込を含む）であること
 - ② 1週間の所定労働時間が、正社員の4分の3以上であること
(平19基発1001016号)
- 上記要件を満たす契約社員やパートタイマー等も、健康診断の対象者となります。

Q2. どのような健康診断を実施すればよい？

A. 「法定健診」という健康診断（又はそれが含まれた健康診断）を実施してください。

- ・事業主に実施が義務づけられている健康診断は、一般に「法定健診」と呼ばれており、検査項目が法令で定められています。（表1参照）
- ・法定健診の検査項目を網羅していれば、他の名称の健康診断でも差し支えありません。

Q3. 健康診断はどこで受診できる？

A. 健康診断は、お近くの医療機関や健診クリニック等で受診できます。

- ・「法定健診」を実施しているかどうかをご確認の上ご利用ください。
- ・加入している健保組合等で「法定健診の検査項目を含む健康診断」を実施している場合は、そちらをご利用いただくと良いでしょう。



Q4. 健康診断の費用は誰が負担する？

A. 健康診断の費用は、事業主が負担してください。

- ・「雇入れ時の健康診断」と「定期健康診断」の実施義務は事業主にあるため、健康診断（法定健診）の費用は事業主が負担することになっています。（昭47基発602号）

Q5. 労働時間中に健康診断を実施した場合、受診時間中の賃金はカットしてもよい？

A. 健康診断に要した時間の賃金は、カットしない方が望ましいとされています。

- ・「雇入れ時の健康診断」と「定期健康診断」の受診に要した時間の賃金については、当然には事業主が負担すべきものではなく、労使で協議して定めるものです。しかし行政解釈において、「労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましい」とされています。（昭47基発602号）

Q6. 健康診断の結果通知書は、本人に渡すだけでよい？

A. 健康診断の結果は、ご本人に通知するとともに、事業所でも記録・保管してください。

- ・健康診断の結果は、必ず労働者ご本人に通知してください。（安衛法 第66条の6）
- ・事業所においては、健康診断の結果に基づき『健康診断個人票』を作成し、5年間保存することになっています。（安衛法 第66条の3）
- ・健康診断の事務に従事する方には、**守秘義務**が課せられています。健康診断の事務を担当する方に対しては、予めその旨をお知らせください。（安衛法 第104条）
- ・健康診断の結果が担当者以外の目に触れないよう、書類管理には十分ご注意ください。

*** 健康診断の実施後は…**

- ・健康診断の項目に異常の所見があると診断された方については、その方の健康保持のために必要な措置について、医師の意見を聴く必要があります。（安衛法 第66条の4）
- ・医師の意見を勘案し、必要があると認められる場合には、作業の転換や労働時間の短縮等の措置を講じていただくこととなります。（安衛法 第66条の5）

